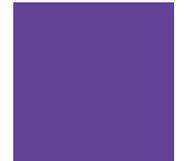
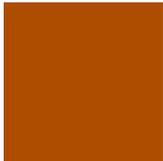




KYOTO PREFECTURAL ASSEMBLY



# 議会のしおり

～京都府議会～

## 府議会とは

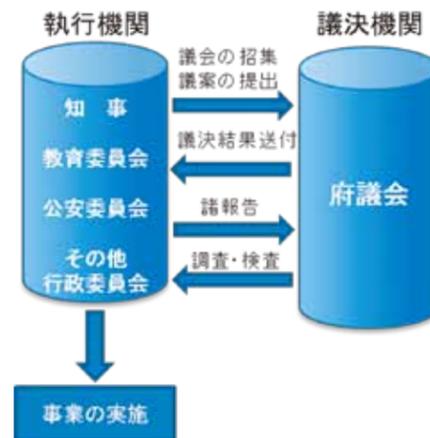
私たちの住む京都府を、より住みよい地域社会にするためには、府政の重要な事項について、みんなで話し合い、それを実行していかなければなりません。

しかし、すべての府民が集まって話し合うことはできないため、選挙により府民の代表者を選び、その代表者が話し合って決めることとなります。これを議会制民主主義といいます。

府議会は、府民の代表である議員で構成され、府民の幸福のため、話し合い、決定する役割を担っており、府の意思決定機関や議決機関と呼ばれます。

一方、府議会で決定したことを実行していくのは、知事、教育委員会、公安委員会などであり、これらを執行機関といいます。

この議決機関である議会と執行機関である知事が、京都府という地方公共団体の大きな二つの柱であることを憲法や地方自治法は定めています。



## 府議会の主なしごと

### 議案の議決

議会に与えられた仕事（権限）の最も重要なもので、条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、府政の基本計画の策定、大きな契約の締結など、府政の重要な事項について決定します

### 選挙と同意

府議会の議長、副議長、選挙管理委員を選挙します。また、副知事、教育委員会委員、公安委員会委員など、府の重要な地位に就く人を知事が任命する場合には、議会の同意が必要です

### 請願の受理・審査

請願書として府民の皆さんから提出された意見や要望を、委員会でよく審査し、本会議で採択されたものについては知事などに送付し、府政に反映させるよう努力を求めます

### 調査と検査

府の仕事が議会で決めたとおりに行われているかどうか、事務の内容を調査・検査し、必要がある場合には、関係者を呼んで調べたり、意見や説明を聞いたりします

### 意見書の提出、決議

府民の幸福や利益になるようなことについて、国会又は関係行政機関に対し、意見書を提出します。また、重大な問題などについて府議会の意見を明らかにするため、決議を行います

## 府議会のしくみ

### 定例会と臨時会

府議会には年4回（2月・6月・9月・12月）定期的に行われる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会があります。

議会の招集は知事が行います。

### 議長と副議長

議長は、府議会の代表者として責任ある地位にあり、会議の運営、議会の秩序保持など法律によっていろいろな権限が与えられています。

副議長は、議長が病気その他事故により不在のとき、または議長が欠けたときに議長の代わりを務めます。

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。

### 本会議

定例会及び臨時会において、議員定数の半数以上の議員が議場に出席して開かれる会議をいいます。

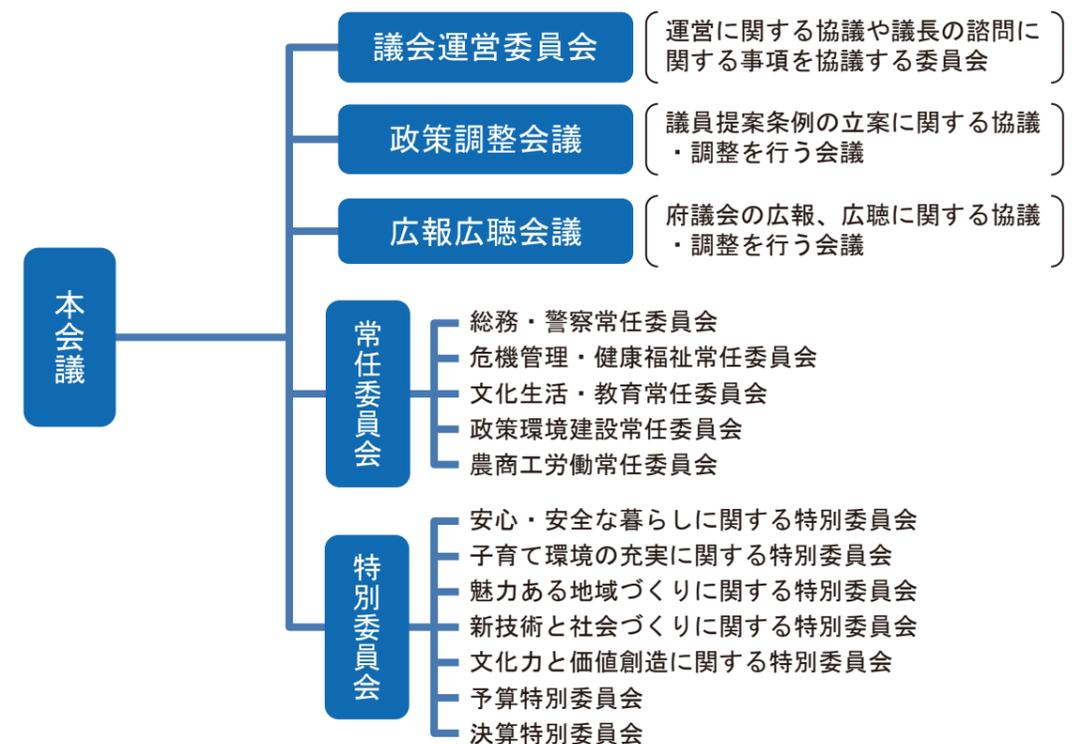
この会議で議会の最終的な意思が決定されます。

### 委員会

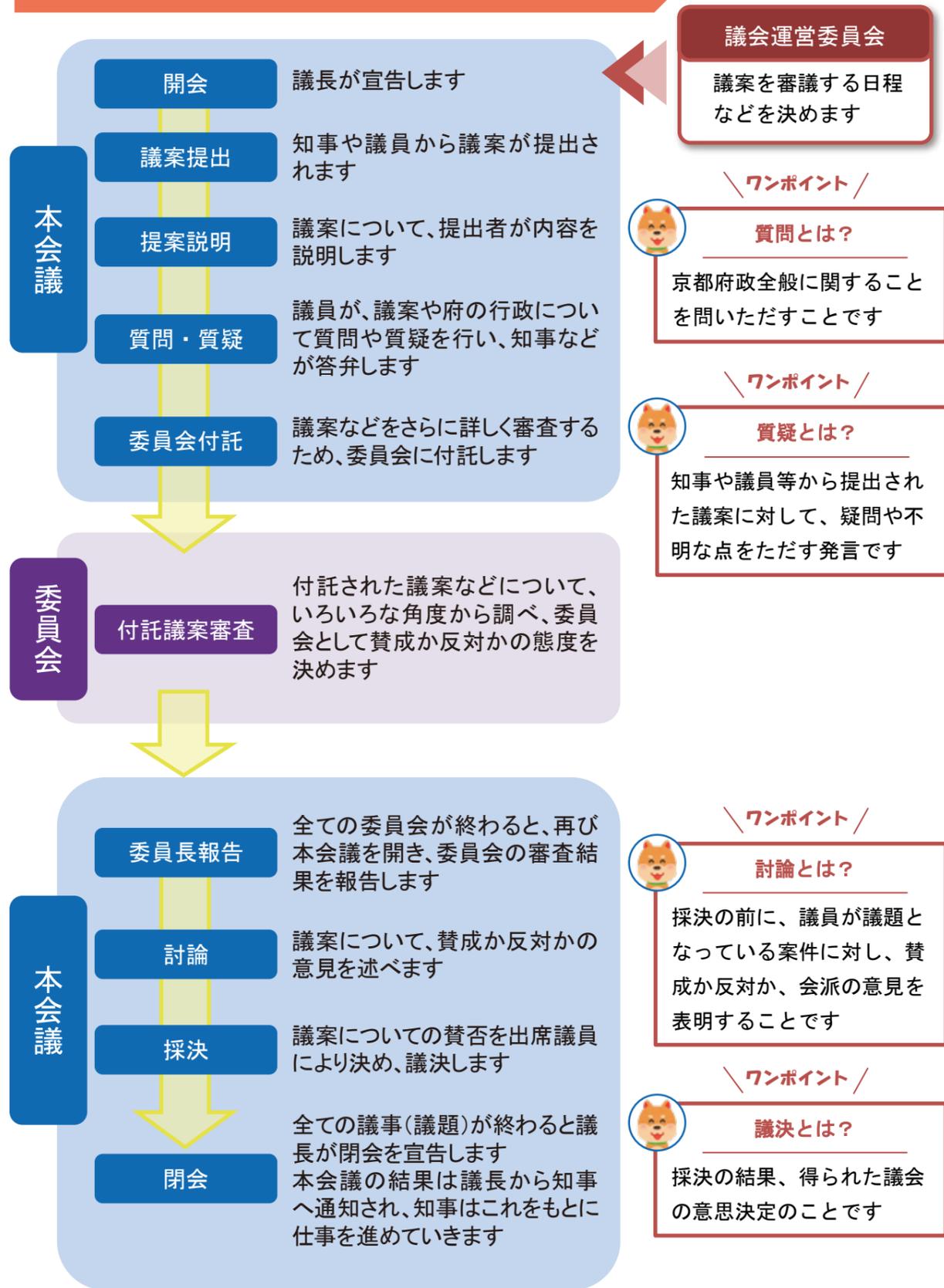
委員会では、所属の議員が、議案などを部門別に分担して、専門的に詳しく審査します。

委員会には、議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会があり、議会運営委員会と常任委員会は、法律と条例で定められ、特別委員会は、特別なことについて調査又は研究するため、必要に応じ議会の議決で設置されます。

## 府議会の構成



定例会の主な流れ～予算や条例が決まるまで～



請願・陳情など

請願・陳情

請願は、住民の意見や要望を直接議会に反映させる国民の権利です。府の仕事などについて意見などがある方は、だれでもその内容を文書にして議会に提出することができます。※オンラインでの提出も可能です。

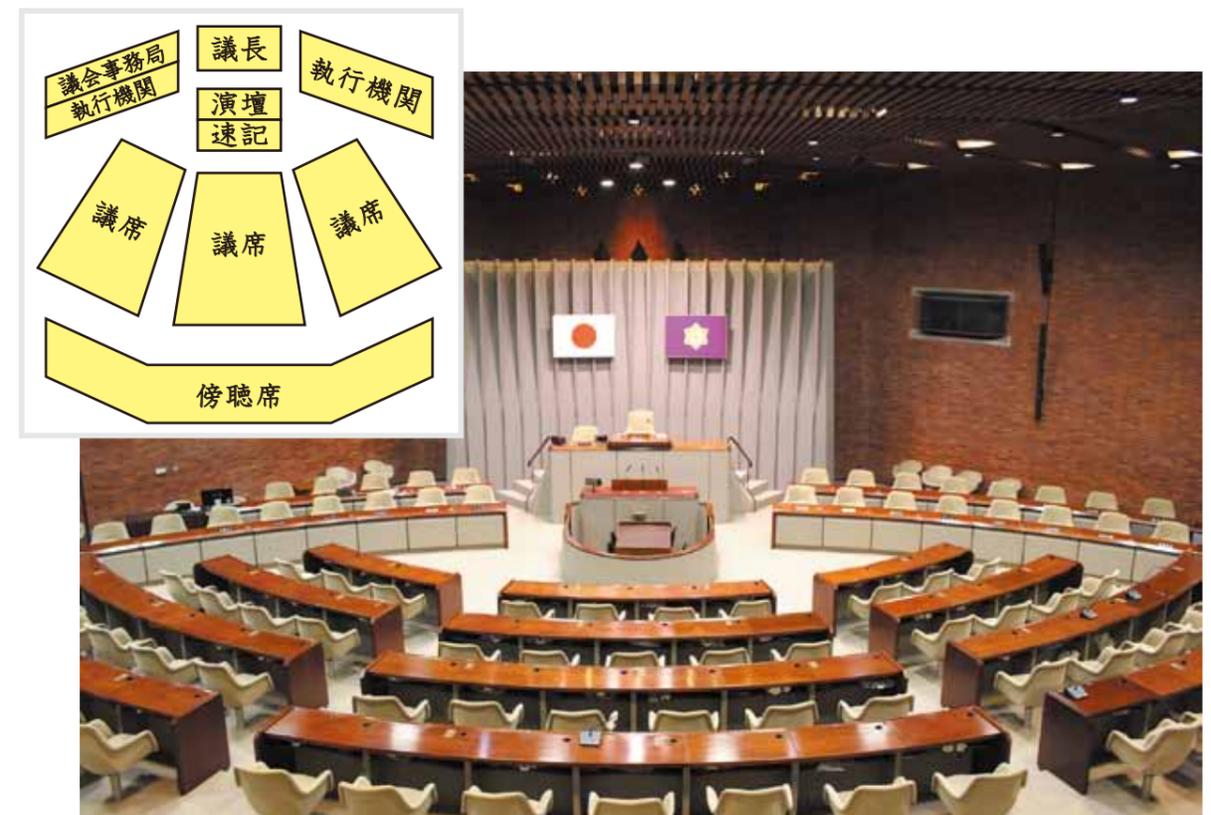
請願書は、邦文（点字によるものを含む。）で作成したものに、1人以上の紹介議員の署名又は記名押印を受け、府議会事務局委員会課へ提出してください。

請願と同じようなものに陳情がありますが、これには議員の紹介は要りません。

その他

府議会ホームページの「京都府議会へのご提案・ご意見」や、議会棟ロビー内に設置した「府議会なんでもBOX」などを通じて、意見・提案・要望などをお寄せいただけます。詳しくは、ホームページを御覧ください。

本会議場の配置



# 府議会の議員

議員の定数は、地方自治法により条例で定めることとされており、京都府議会の定数は、現在60人となっています。各議員の選挙区、所属会派は次のとおりです。

**京丹後市** 森口 亨 (自民)

**宮津市・与謝郡** 中島 武文 (自民)

**綾部市** 四方 源太郎 (自民)

**舞鶴市** 池田 正義 (自民) 小原 舞 (府民)

**福知山市** 家元 優 (自民) 武田 光樹 (自民)

**南丹市・船井郡** 片山 誠治 (自民)

**向日市** 磯野 勝 (自民)

**長岡京市・乙訓郡** 西條 利洋 (維国) 能勢 昌博 (自民)

**八幡市** 田島 祥充 (自民) 西山 龍夫 (維国)

**宇治市・久世郡** 池田 輝彦 (公明) 楠岡 誠広 (維国)

**宇治市・久世郡** 田中 美貴子 (府民) 藤山 裕紀子 (自民)

**宇治市・久世郡** 水谷 修 (共産)

**向日市** 酒井 常雄 (維国) 園崎 弘道 (自民)

**京田辺市・綴喜郡** 北川 剛司 (維国) 古林 良崇 (自民)

**京田辺市・綴喜郡** 兔本 和久 (自民) 筆保 祥一 (維国)

**亀岡市** 田中 英夫 (自民) 中村 正孝 (自民)

**向日市** 向日市 長岡京市・乙訓郡 八幡市 京田辺市・綴喜郡 木津川市・相楽郡 向日市 長岡京市・乙訓郡 八幡市 京田辺市・綴喜郡 木津川市・相楽郡

- 会派
- 自民 自由民主党議員団 ..... 27名
  - 維国 国民民主党・日本維新の会議員団... 12名
  - 共産 日本共産党議員団 ..... 9名
  - 府民 府民クラブ議員団 ..... 5名
  - 公明 公明党議員団 ..... 5名
  - 京好 京都が好きだ ..... 1名

**右京区 (欠員1名)** 大河内 章 (公明) 岡本 和徳 (府民) 島田 敬子 (共産)

**北区** 津田 裕也 (自民) 畑本 義允 (維国) 浜田 良之 (共産)

**左京区** 石田 宗久 (自民) 北岡 千はる (維国) 光永 敦彦 (共産)

**山科区** 大澤 彰久 (自民) 梶原 英樹 (京好) 林 正樹 (公明) 副議長

**南区** 秋田 公司 (自民) 小鍛冶 義広 (公明) 森 吉治 (共産)

**伏見区** 上倉 淑敬 (維国) 瀧脇 正明 (自民) 馬場 紘平 (共産)

**上京区** 迫 祐仁 (共産) 宮下 友紀子 (自民)

**中京区** 青木 義照 (自民) 田中 健志 (府民) 田中 富士子 (共産)

**東山区** 荒巻 隆三 (自民)

**西京区** 近藤 永太郎 (自民) 成宮 真理子 (共産) 畑本 久仁枝 (維国)

**下京区** 小巻 久美 (自民) 田中 志歩 (維国)

**西京区** 増田 大輔 (府民) 山口 勝 (公明) 渡辺 邦子 (自民)

(選挙区内は50音順)

## 府議会の傍聴等

本会議や委員会の状況を議場や委員会室で傍聴したり、モニターテレビで視聴することができます。

また、小さなお子さんがおられる方にも安心して傍聴していただけるように、生後6箇月以上で就学前の乳幼児を対象に託児サービスを行っています。希望される方は、傍聴日の5日前（土・日・祝日を除く。）までに総務課総務係に御連絡ください。

### 傍聴

#### 本会議の傍聴

傍聴を希望される方は、議会棟1階受付で傍聴券の交付を受け、議場内の傍聴席で傍聴してください。

傍聴券による固定座席数は170席ですので、定員を超えると傍聴できない場合があります。

手話通訳を希望される方は、傍聴予定日の5日前（土・日・祝日を除く。）までに傍聴予定日、時間、傍聴人数を総務課総務係に御連絡ください。



傍聴席

#### 委員会の傍聴

傍聴を希望される方は、議会棟1階ロビーで傍聴の手続きをしてください。

各委員会の傍聴人数には定員がありますので、定員を超える申込みがあった場合は、開会予定時刻15分前に抽選を行います。

#### 常任委員会・特別委員会・議会運営委員会

議会棟の各委員会室で傍聴してください。定員は各委員会5名です。

#### 予算・決算特別委員会

議会棟大会議室で傍聴してください。定員は10名です。

### モニター視聴

本会議、常任・特別委員会の状況は、議会棟1階のモニターテレビで御覧いただくことができます。

視聴を希望される方は、議会棟1階ロビーで手続きしてください。定員は50名です。（定員超過の場合は開会予定時刻15分前に抽選を行います。）



モニター視聴スペース

## 府議会における広報

府議会では、議会の審議状況、議員の議会活動などを広く府民の皆さんに知っていただくため、KBS京都テレビにおける番組の放送や、広報紙発行、本会議等のインターネット中継、SNSによる情報発信を行っています。

### テレビ（KBS 京都）

#### 本会議及び予算・決算特別委員会中継

毎定例会における各会派の代表質問（2日間）及び予算・決算特別委員会の総括質疑（各1日）を、午後1時から5時まで生中継しています。（手話通訳付）

#### テレビ広報番組「ようこそ京都府議会」

議会の取り組みや常任委員会活動などを紹介する広報番組を放映しています。放映日は府議会ホームページでお知らせします。

### 広報紙「京都府議会だより」

定例会の開催内容などを掲載した広報紙を年に5回（5月、7月、9月、12月、2月）発行しています。

府が発行する「きょうと府民だより」と一緒に府民のみなさんにお届けしています。

### ホームページ

府議会の役割やしくみ、議員の紹介、各定例会の結果、概要などを掲載しています。

また、本会議のほか、全ての常任・特別委員会のライブ及び録画によるインターネット中継を御覧いただけるほか、会議録などの閲覧・検索も可能です。

そのほか、YouTube「京都府議会ちゃんねる。」では、議長記者会見や広報番組などを御覧いただけます。



<https://www.pref.kyoto.jp/gikai/>

京都府議会

### SNS「X（旧：ツイッター）」・「フェイスブック」

SNSを活用した情報発信を行っていますので、ぜひ「いいね!」や「フォロー」をお願いします。



X(旧：ツイッター)



Facebook



アカウント・ページ名：京都府議会

## 京都府議会基本条例

府議会では、これまでから、さまざまな議会改革の取り組みを進めてきました。こうした取り組みの成果を確固たるものとし、更に制度として発展させるため、平成22年11月定例会において、議員提案として「京都府議会基本条例案」を提出し、12月16日の本会議で全会一致で可決しました。

### 条例の概要

#### 第1章 総則

##### 目的

議会の権能を最大限に発揮しながら  
 ・府民の信託にこたえる  
 ・議会の権能の発展及び議会の権能の確立を目指す

○府民福祉の増進及び京都府の発展を図る

##### 基本理念

・民主的にして能率的な府政の推進  
 ・国及び市町村との間の基本的関係の確立

○地方自治の本旨の具体化を目指す  
 ○府の健全な発展が保障された真の地方自治の確立を目指す

#### 第2章 議会及び議員の活動の原則

##### 議会の使命

府民の意思を的確に把握し、その反映を図りつつ必要な意思決定を行うことにより、府民福祉の増進・府の発展に取り組む

##### 議員の使命

府民全体を考え、府民の多様な意見を把握し、府民の意思を的確に府政に反映させ、府民に説明することにより、府民福祉の増進・府の発展に取り組む

##### 議会の活動の原則

・府民の意思の的確な把握、府民への積極的な情報の提供等  
 → 議会の透明性の向上・府民の信頼の確保  
 ・府政の課題・知事等の事務事業の執行状況等を踏まえた機動的・能動的な活動

##### 議員の活動の原則

・府民の意思や府政の課題の的確な把握、積極的な政策の提案や提言、府や議会の情報の積極的な提供  
 → 府民の信託にこたえる  
 ・府民の信託を受けた、社会的、倫理的な責任を負う立場  
 → 識見を持った議員としての活動、  
 不断の研さん

第3章～第7章において、議会と府民、知事等との関係や議会運営の原則、議員の定数及び選挙区、議会機能の強化などを規定。

## 京都府議会のあゆみ

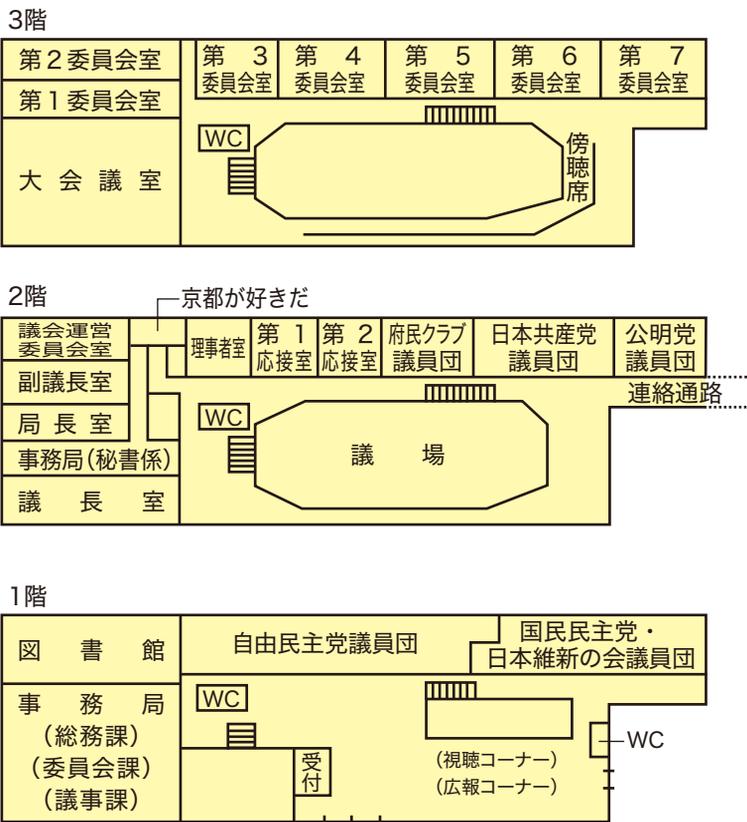
年	できごと
明治12年(1879年)	・府会開設(定員は95人、各郡区より5人ずつ選出) ・第1回府会を京都中学校正堂で開会(現府庁の地)
明治32年(1899年)	府県制施行後初の府会議員選挙
明治38年(1905年)	通常府会、新庁舎議事堂で開会(現在の府庁旧本館)
昭和22年(1947年)	・戦後初の府会議員選挙 ・府会、各議員団結成 ・地方自治法施行後初の定例府会を開会
昭和27年(1952年)	定例会を年4回とし、招集月を2月、6月、9月、12月と告示
昭和31年(1956年)	・「府会」の呼称を「府議会」に統一 ・「京都府議会会議規則」を施行
昭和32年(1957年)	「京都府議会委員会条例」を施行し、常任委員会を設置
昭和42年(1967年)	府議会で初めての女性議員誕生
昭和44年(1969年)	・議会棟竣工式(現議会棟) ・本会議のテレビ生中継を開始
平成10年(1998年)	府議会ホームページを開設
平成17年(2005年)	インターネット議会中継を開始
平成18年(2006年)	本会議傍聴者への手話通訳制度を導入
平成21年(2009年)	常任委員会の毎月開催を開始
平成22年(2010年)	議員提案による「京都府議会基本条例」を施行
平成25年(2013年)	・「京都府議会だより」創刊 ・決算審査の結果を当初予算編成に生かすため、決算の審査を9月定例会に前倒し実施
平成28年(2016年)	・傍聴者への託児サービス、テレビ中継での手話通訳放送を開始 ・9月定例会代表質問を舞鶴市で開催
平成30年(2018年)	・9月定例会代表質問を精華町で開催

## 議会棟の概要



所在地 京都市上京区下立売通新町西入  
 構造 鉄筋コンクリート地下1階・地上3階  
 工期 着工：昭和43年3月  
 完成：昭和44年3月  
 延床面積 7668.5平方メートル

## 議会棟案内図



## お問い合わせ

### 本会議の傍聴について

総務課総務係 075-414-5515

### 広報・広聴について 議会図書館について

総務課広報広聴係 075-414-5551

### 本会議について 会議録について

議事課議事係 075-414-5531

### 議会基本条例について

議事課政策法務係 075-414-5533

### 委員会の傍聴について 常任委員会・特別委員会について

委員会課運営係 075-414-5543

### 請願・陳情について

委員会課調査係 075-414-5541

FAX 075-441-8398

# 京都府議会事務局

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入

mail: gikaisohmu@pref.kyoto.lg.jp

HP: https://www.pref.kyoto.jp/gikai/